

安平町無料法律相談。(保健センターで)

10月15日 14:30~15:00の間

弁護士に対する質問

質問1、安平町の入札執行行為の根拠となった「事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」(以後単に「要綱」と呼ぶ)に関して伺います。

問1、「要綱」の位置づけについて。

一般的には、「要綱」は、「要領」と同様、行政機関内部の規律であり、国民の権利義務に関する定めとしての性質を有しないものとの認識が一般的であると理解しているが、それよいですか？

問2、「要綱」の変更は、内容によっては、町民の利害に絡むものであっても、理事者側だけで意志で変更することに問題はないか。議会での協議を必要としないか。

質問2、行政実例が、自治体の条例を超えて運用されたとすれば、「法律違反」若しくは「不適切な運用」とならないか。

自治体が持っている条例・規則等が適用可能である事案に、理事者側が、あえて、「行政実例」を引き合いに出し、判断の根拠にするケースもあるが、いかなる合理的法的根拠を持つといえるか。

例えば、入札執行の過程で「町の要綱に従えば、A・JVが落札することが明らかな場合に、「行政実例の運用に従ったため、」B・JVが落札したとすることが起こった。己の自治体の条例・規則・要綱等によらず、行政実例によって起こったある種の「不適切」な「入札執行」は、結局。「疑念の生じた入札」と指摘されかねない。」

質問3、実際の町民センターの入札の「結果資料」における「解釈」の確認。

問1、「要綱」第8条第4項に次の項目にある「失格」という意味はどのような理解が正しいと言えますか？

「安平町規則第19条において、特に必要があると認め時は、最低制限価格をもうけることが出来る。この場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。」

(「要綱」第8条第4項)

(「失格」の理解について)

「失格」とは、「資格や権利を失う」という意味であり、この「要綱」の場合は、「初度の入札」に関わる「再度入札」の「資格や権利」を失うことを意味する。しかし、「初度の入札」が「不調」後に行われる「再度公告入札」の場合は、「初度の入札で失格になった者」も、新たに入札に参加する権利と資格は失わない。

つまり、1回目の入札が「不調」後の入札は、「失格でなくなり」、いわば、新しいスタートラインに立ったと同じ意味となる。と、理解する。

問2、次の「要綱」の第8条の第7項の追加(改変)は、矛盾を含む同義反復ではないか。また、事後法による運用とはならないか。

(「要綱」第8条第4項)

「安平町規則第19条において、特に必要があると認め時は、最低制限価格をもうけることが出来る。この場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。」

(「要綱」第8条に第7項の追加)

「7 第4項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、入札執行者は、初度の入札参加者で再度入札をすることができるものとする。」

(表現を変えたけれど、全く同じ意味の部分)

- 「最低制限価格より低い価格の入札をした者」(「要綱」第8条第4項)
- 「最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないとき」

(「要綱」第8条に第7項の追加)

(異なる対応)

- (「要綱」第8条第4項)・・・「失格とする」
- (「要綱」第8条に第7項の追加)・・・「再度入札をすることができる」

「実際の入札行為」は、新規に追加された第7項によって行われた。これは、事後法の適用、となり、違法な取り扱いにならないか。

事実上の「事後法」の制定が、もっぱら、役場の事務段階で開始されて、議会での審議になっていない。

- ①入札の違法執行の議会違法(?)承認。(令和6年5月9日)
- ②事後法となる条項の追加。(告示：令和6年5月24日)
- ③事後法の施行(施行：令和6年6月1日)